

お知らせ
児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要ですが、また、特別児童扶養手当を受給されている方は所得状況届の提出が必要です。

この届は、引き続き手当を受給する資格があるかどうかの審査を行うためのものです。提出されないと8月以降の手当が差し止めとなります。

現在受給資格のある方には、8月上旬までに文書を送付しますので、期間中に必ず届出をしてください。

▼受付期間及び時間

8月1日(金)～

8月29日(金)

特別児童扶養手当

8月11日(月)～

9月10日(水)

8時30分～17時15分
(ただし、土、日曜日を除く。)

▼届出時に持参する物

- ・印鑑
- ・手当証書
- ・現況届・所得状況届各様式
- ・世帯全員の住民票(児童扶

養手当受給者のみ)

- ・世帯分離証明書(該当者のみ)
- ・別居・監護申立書及び児童の住民票(該当者のみ)

平成26年度所得課税証明書
(平成26年1月2日以降に転入された方のみ)

▼注意事項

- ・現在所得制限などにより支給停止となっている方も提出してください。
- ・所得の申告は必ず行ってください。
- ・確認事項がありますので出張所、郵送では受付できません。

児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給されている方は、8月11日(月)以降に両手当てとも提出してください。

■申請・問い合わせ

町民課

☎ 893-11117

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

お知らせ
非自発的失業者の国民健康保険税軽減について

雇用保険の特定受給資格者

及び特定理由離職者は、一定期間、国保税が軽減されます。

この軽減が適用されると思われる世帯の世帯主は、町民課又は各総合支所住民福祉課で申告を行ってください。

また、国保税軽減対象世帯のうち、高額療養費制度の自己負担限度額が変更になる場合があります。現在、限度額適用認定証の交付を受けている方はお問い合わせください。

▼軽減対象者(①と②の両方に当てはまる方)

- ① 離職時点で65歳未満の方
- ② 雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が次の方
特定受給資格者
11、12、21、22、31、32
特定理由離職者
23、33、34

※ 離職日が5年以上前まで遡る場合は、対象にならない場合があります。

▼軽減内容

前年の給与所得を100分の30として算定

▼軽減対象期間

離職日の翌日から翌年度末まで

(例) 離職日が平成26年3月31日の場合は、平成26年4月

から平成28年3月分までの2年間の国保税が軽減対象となります。)

▼申告時に持参する物

- ・印鑑(認め印可)
- ・雇用保険受給資格者証

■申告・問い合わせ

町民課(国保加入・高額療養費に関する事)

☎ 893-11117

税務課(国保税軽減に関する事)

☎ 893-11118

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

お知らせ
いの町多子世帯保育料等軽減補助金のお知らせ

子育て支援として、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、保護者の保育料や幼稚園授業料に対して助成する制度を実施しています。

この制度は平成26年4月分の保育料などにさかのぼって適用となりますので、該当する世帯の方は申請してください。

▼補助対象

いの町に住所を有し、18歳未満の児童が3人以上いる世帯

の3人目以降で、町外の幼稚園又は届出認可外保育施設へ通所し、平成26年4月1日現在3歳未満の児童がいる世帯

▼補助金額

- ・幼稚園授業料
(上限:月額25,000円)

▼申請期限

平成27年1月30日(金)

※申請手続きの詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ

学校教育課

☎ 893-1922

お知らせ
高知広域都市計画変更(素案)の縦覧、説明会、公聴会について

町では、高知広域都市計画の変更を予定しています。

高知広域都市計画公園(2・2・301号伊野中央公園)の変更

▼縦覧期間及び場所

8月6日(水)～
8月20日(水)

(土、日曜日を除く8時30分～17時15分)

建設課